

令和8年度 第2回 教育委員会定例会 会議録（公開用）

1. 招集日時 令和8年7月21日（火） 午後2時30分
2. 招集場所 西郷村文化センター 西郷村文化センター第2研修室
3. 出席委員 勝又 千賀子
佐藤 敏巳
村田 清
内山 亮介

4. 説明のために出席した者

教育長	秋山 充司
教育次長	添田 真二
学校教育課長	高内 慎介
指導主事兼課長補佐	鈴木 英雄
学校教育 GL	鈴木 淳一
教育総務 GL	関根 晶子
主任	角田 淳史
文化スポーツ課長	黒須 賢博
社会教育・文化財 GL	塩谷 慎介
スポーツ振興 GL	鈴木 智章
専門主査	緑川 賢

本委員会の書記

学校教育課 主任 角田 淳史

5. 開 会 午後2時51分

6. 議 事

- 議案第10号 西郷村教育行政の点検及び評価報告書（案）の承認について
- 議案第11号 令和9年度教科用図書の採択について
- 議案第12号 西郷村いじめ防止基本方針の改定（案）について
- 報告第10号 6月定例議会報告について
- 報告第11号 西郷村児童生徒就学援助要綱の一部を改正する告示について
- 報告第12号 西郷村特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部を改正する告示について
- 報告第13号 西郷村立中学校再編基本構想・基本計画策定支援業務に関する公募型プロポーザル審査委員会設置要綱の制定について
- 報告第14号 準要保護児童生徒の新規認定について
- 報告第15号 特別支援教育就学奨励費について
- 報告第16号 令和7年度いじめ不登校の状況について

7. その他

- （7）定例教育委員会日程について

- (8) 令和9年度学級編制（川谷中学校の状況について）
- (9) 業務量管理・健康確保措置実施計画より勤務時間外等について
- (10) 部活動地域展開の状況
- (11) 令和8年度教育委員・教育長研修会の開催について（福島県市町村教育委員会連合協議会主催）
- (12) 大震災から15年・未来へつなぐ防災絵本プロジェクトについて

学校教育課長 高内

ただいまより西郷村教育委員会第2回定例会を開始します。
それでは、教育長、ご挨拶をお願いします。

教育長（あいさつ）

教育長

本定例会を本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

異議なしと認めまして、本日1日とさせていただきます。

議案第10号 西郷村教育行政の点検及び評価報告書（案）の承認について

教育長

それでは、議題のほうに入りたいと思います。

教育長

まず、第10号 西郷村教育行政の点検及び評価報告書（案）の承認についてということで、事務局のほうからお願いします。

学校教育課 教育総務GL 関根（議案第10号を説明）

教育長

では、説明いただきましたが、委員の皆様から何か質問やご意見ございましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

教育長

ございませんでしょうか。
何かご異議がございましたらお願いします。ご異議ありませんか。

村田委員

A評価が、お金で解決できることだけなんですね、残念ながら。だからB評価のところをもっと評価していただけるようにお願いしたいと思います。

教育長

施策のほうの内容で非常にA評価はありがたいんですが、実行効果面で上げていきたいと思います。よろしいでしょうか。

それではご異議はございませんので、なければ議案第10号について賛成の方の挙手を諮りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

教育長

ありがとうございました。議案第10号については承認いただきました。

議案第11号 令和9年度教科用図書の採択について

教育長

続きまして、議案第11号に移りたいと思います。

議案第11号 令和9年度教科用図書の採択についてということです。よろしいですか。

事務局お願いします。

学校教育課長 高内（議案第11号を説明）

教育長

今年度、継続採択という形になります。採択はもうなっておりますので、それを継続するということへの各教育委員会での決定という形になりますので、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

教育長

よろしいでしょうか。

議案第11号につきまして何かご異議ございましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

教育長

よろしいですか。

なければ、議案第11号について決を採りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

教育長

ありがとうございました。議案第11号につきましては承認されました。

議案第12号 西郷村いじめ防止基本方針の改定（案）について

教育長

続きまして、議案第12号に移りたいと思います。

議案第12号 西郷村いじめ防止基本方針の改定（案）について、事務局お願いいたします。

学校教育課 学校教育GL 鈴木（議案第12号を説明）

教育長

国のほうの改定に伴って、特に重大事態への対応ということが大きくクローズアップされているところですが、こちらを追記いたしました。この内容については、先日、いじめ対策委員会を開催いたしまして、この内容についても見ていただいているところでございます。委員の皆様方から何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

村田委員

重大事態を認定するまでのプロセスとか時系列とか、そういうのはどういうふうに進めていくんですか。

教育長

基本的には、各学校で保護者からの申立てが上がってきたら、教育委員会のほうに上がってくるような形になると思います。「学校又は教育委員会は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。」というところがあるので、教育委員会にお諮りするような形になります。

これを諮って重大事態であるとなれば調査になるわけで、今度はいじめ対策委員会のほうにもお話を持っていく必要があると思います。

今ここで述べられて新しいのは第三者委員会ということで、いじめ対策委員会には、代表者が村の弁護士さん、各学校の校長先生も入られていることや、それから、その流れに関わっていく人もいます。SSWなどは、そういう流れに関わっている人もいますので、そういった方は第三者委員にはなれないので、専門的な知識を持った方で、いろんな角度から検討いただける第三者委員会を設置しなければならないというのが今あります。学校で調査したこと、教育委員会として調査したことをいじめ対策委員会でも検討していただいて、最終的には第三者委員会で検討していただくという形になります。そういう形でいいのかな。

学校教育課長 高内

どちらかという相手は望まない、今のいじめ対策委員会で、そのメンバーが望まないときに第三者臨時委員等の調査なのかなと思っているんですけども、間違っていたらすみません。

教育長

今、いじめ対策委員会のほうでも、第三者委員会というのをもう一度きちっと立ち上げておかないとまずいだろうなというご意見はいただいているので、代表者は、村の弁護士さんなので、基本的には第三者委員にはならないんじゃないか。SSW、校長先生も入っているわけで、いろいろ関係者が重なってくれば、きちっとした第三者委員会というのも今後事前設置しておく必要があるだろうということで、我々もちょっと悩ましいところなんですけど、基本的には公平で中立な調査を行うことが述べられてきているので、やらなければならない。そこで、調査されたものを検討して判断するという形になる。

村田委員

やっぱり利益相反関係がある人が入ってくると、その結論が曲がっていく可能性

があるんじゃないかという。例えば大津事件がいろいろな社会的な問題になりましたね。加害者側にPTAの相当権力者の人がいたために、審議が遅れたり間違った方向に行ったりというのが、あのとき問題になったわけですね。

その辺ちょっと、想定した手順を……

流れを、どういう人がどこでいつやるのかというようなところを……

教育長

フローチャートはあります。後でお届けしたいと思います。

村田委員

読ませていただいて、非常によく考えられているんでないかなとは思いますが。いろんな多職種が関わって、連携して専門職がいろいろ関わっていったり、それから障害児の正しい理解をきちんと入れてありますね。なかなかまとめられているなと思ったんですけども。

基本的に、やっぱりいじめられた子どもが相当な心理的なダメージを受けて、その後の成長に非常に大きな影響を及ぼされるので、その辺の心情的な理解をしながら、進めていく必要があるんじゃないかなと思います。

教育長

改定には、そういった被害者というんですかね、そちらの立場に立った入り方になっています。そういう訴えがあれば、すぐにもそれを調査をしていくという形があります。

村田委員

あと、悩ましいのは、加害者側の人生もあるので、その辺を教育的配慮をどういうふうにしていくのかとか、なかなか難しい問題だと思いますが。

教育長

それは非常に難しいですね。

村田委員

私の考えでは、やっぱりいじめを受けた側が、相当大きな傷を将来背負っていくので、それを何とか救済していくような方向に行けばいいかなと。

教育長

今はスマホを使ってSNS間での相手が見えない状況で、グループラインからもう外されただけでいじめというふうに取りますので、非常にその辺が我々も対応が難しいと思いますが、そういう訴えがあれば、それにも対応していくという基本姿勢は、ここには述べられています。

また見ていただいて、その他の市町村での策定内容も踏まえて作成してきたところではあります。何か課長ありますか。特にはよろしいですか。

学校教育課長 高内

特にはないんですが、ちょっとここでまた実際いろいろ試してみてもうまいかなというところがあれば、また見直すような形で見直しは常に図っていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

教育次長

第三者委員会のほうも各市町村の取組なんかも見て……

本当に利害関係のない弁護士協会とか校長会等に、そういうところに依頼して、利害関係のない人を選んでやるようになるのかなとは思っています。

教育長

いじめ対策委員会からそういうご意見いただきました。弁護士会や臨床心理士会、福祉のそういう委員会の代表者の方とか、誰かをそこから出していただくみたいな対応をしたらどうかと。

今後、いつ起こるか分からないことなので、早急には対応していかなくちやならないんですが、今次長からありましたように、初めにやっぱり決めておかないと。

教育次長

なったときにやると、じゃあったんだろうというふうに捉えられてしまう。先につくっておかないと。

村田委員

どうしても後手になっちゃうんですね。利害関係者がいっぱい出てくると難しいですよ。

教育長

内容で、もし見直しをしなくてはならない所が出た場合にはまた改定をという形にいたすということで、今回はこの内容で新たな改定をして進めていくということ でいきたいと思いますが、何かほかになれば、一応これで進めるようにしていきたいと思いますが、よろしいですかね。

皆さん方に、十分な説明とは言えませんが、今後また見直しが必要となった場合は改定していくということで、今回この改定案で進めていくということでよろしい でしょうか。

それでは、皆様にお諮りしたいと思います。賛成の方、議案第12号 西郷村いじめ防止基本方針の改定（案）についてということで、賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

教育長

ありがとうございました。議案第12号につきましては承認をいただきました。

報告第10号 6月定例議会報告について

教育長

それでは、報告のほうに入りたいと思います。

報告第10号 6月定例議会報告について事務局お願いいたします。

学校教育課長 高内（報告第10号を説明）

文化スポーツ課 黒須（報告第10号を説明）

教育長

何か委員の皆さんからご意見、ご質問等あれば。

村田委員

大事なことで、エレベーターのことなんですけれども、文化センターって何平米ぐらいなんですか。

教育次長

2,407平米だと思います。

村田委員

改修平米はどのぐらいになるのですか。

教育次長

今回の改修計画は、前に建設課とか産業振興課、農業委員会が使っていた部屋を元どおりに戻す、プラス調理室の機能を持たせると、あとエレベーター設置と、それに伴って2階の児童図書を下に下ろす、そういった改修だったんですが、全部で改修計画の何平米くらいだったかな。

村田委員

私が言いたいのは福祉的な立場で、教育関係の法律じゃない法律があるわけですね。例えば建物を建て替えるときや建物を造る場合は国土交通省のバリアフリー法というのを考えなきゃならないですよ。

教育次長

バリアフリー法と障害者の……

差別解消における合理的配慮と。

文化センターが建った昭和から平成、令和ときて、時代が文化施設に求められるそういうバリアフリー法とか障害者差別、そういったものがあって、ここも文化の中心で、そういった方に配慮しなくちゃならないというお話はしたんですけども、ちょっと……

村田委員

それは義務づけられているんですね、法律で。

文化スポーツ課長 黒須

今建てるとそれは義務ですけども、現状では努力義務の形なんです。なので、今現在ついていないのも、義務だったら、もう即つけなきゃいけないんですが、既存の建物については法令前のものなので、バリアフリー以前の建てた建物なので、これから何かをやるんだったらつけなさいよ。ただ……

村田委員

改修面積にもよるんですね。今度、その義務化に……

文化スポーツ課長 黒須

改修面積には……

村田委員

大幅に改修する場合は、やっぱりそれは以前建てたものであっても……

教育次長

改修の際は、もしかすると義務づけになる……

文化スポーツ課長 黒須

義務づけになるかもしれない。

村田委員

ちょっとその辺、調べてください。私も専門家じゃないので、建設課なりに相談、県南建設事務所とも相談して。

あと、合理的配慮については、やっぱり公共建築物は住民の利用するところですから、やっぱり障害者がその住民から排除されることになりかねないと思います。

教育次長

先ほど長寿命化計画のありましたように、長寿命化計画で何年にこういった予算を使って集会施設を長寿命化を図っていくという計画があるのに、文化センターのそういう計画は、突然ひょっと出てきたような行き当たりばったりのような計画で整合性がないというような話もありまして。

村田委員

そういう問題じゃなくて、やっぱりここも西郷村の自立と共生をうたっているわけでしょう、方針に。共生を本当に主眼にしているならば、それは障害があろうがなかろうが、これはノーマライゼーションの理念、日本の福祉の理念ですからね。

教育次長

施設として求められるということを丁寧に説明したんですが、ちょっと理解を、やっぱりそういった方に2階の研修室も使いたいといったときに、悪いけれども下の階を使ってくれというのは配慮でしょうけれども、私らだって2階の研修室使いたいといったときに、やはりそこは村がというか、公共施設を建てる側では、そういうのをやっぱり配慮しなくちゃいけないのかなというのを思っていたんですが。

教育長

勝又委員。

勝又委員

本当に文化センターにエレベーターをとというのは、我々の長い長い願いだったわけなんですけれども、やっぱりその議員さんたちは確かに言いたいことは分らないではないんですけれども、ただ、本当に村民のニーズというのは、実際に2階に上がってくるのに階段が大変で上がってこれなくて、例えば教室だったりとかいろんなものを諦めてしまうという方も実際にいたわけですよ。今までもそういう方たち、たくさんいましたし、下でやれるんだったらいいけれども、上まで上がるのは無理だからちょっと無理だ、参加できないとかという方も実際にいるわけで、そういった方たちの本当に小さい声かもしれないけれども、でも、それこそ本当に共生のお話でしたけれども、そういう小さな声こそ聞いていくべきなのではないのかなと思います。

これから高齢化していくに当たって、余計にこういう文化的な施設に階段しかなくて、高齢化した方たちが上がるすべを本当に持てないというのは、もう本当に一番大変なことなんじゃないのかな。文化の香り高い西郷村と言っている割には、何かその辺がちょっと残念だなと思いますね。

教育長

これはもうかなり説明して、地域住民、利用者の要望が強かったものですから、エレベーターを一応、先に入れたわけなんですけれども、そこを一番指摘されてしまって。最終的には村長さんの発言という形になって。

村田委員

ちょっとがっかりです。

教育長

よく分かります。皆さん、一番がっかりしているのは……

佐藤委員

最後に1つだけ。

先ほどの議員さんの説明の中で、村立幼稚園のほう、これから教育委員会の中で

話し合いを進めていくということですか。

教育長

そうですね、教育委員会で検討していくということで、実際どういう方向に持っていっていいかをちょっと協議していきたいと思いますし、当然、村長さんも交えてのことも最終的にはやっていかなきゃならないかなと思っております。

佐藤委員

この点についても、随分前から教育委員会では話はしてきたつもりなんですけれどもね、なかなかそれが現実にはいかなかったというのは今までの経過じゃないかなと思います。

教育長

その経緯はお話ししました。議会の中でもそういう経緯はお話しさせていただきました。

佐藤委員

この間、村立幼稚園の活動に参加させていただいたんですけれども、本当に先生たちもいろんな体験させますし、それから、やっぱり子どもたちも本当に伸び伸びと生活しているんで、ですから、やっぱりできるのであれば方向として村立で、乳幼児のやっぱり模範となるような施設が今後できてきたらいいのかなというのは希望ですけれども。

以上です。

教育長

そういう経緯も報告させていただきながら、今後、再度また検討していきます。では、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教育長

では、議会報告については以上とさせていただきます。

(休憩)

報告第11号	西郷村児童生徒就学援助要綱の一部を改正する告示について
報告第12号	西郷村特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部を改正する告示について

教育長

報告第11号 西郷村児童生徒就学援助要綱の一部を改正する告示についてということで、事務局お願いいたします。

学校教育課 主任 角田（報告第11号、報告第12号を説明）

報告第12号 西郷村特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部を改正する告示で報告第12号の説明については以上となっております。

教育長

報告第11号、報告第12号について何かありましたら。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教育長

では、以上で報告第11号、報告第12号は以上といたします。

報告第13号 西郷村立中学校再編基本構想・基本計画策定支援業務に関する公募型プロポーザル審査委員会設置要綱の制定について

教育長

続きまして、報告第13号、お願いいたします。

事務局お願いします。

学校教育課 主任 角田（報告第13号を説明）

教育長

報告第13号につきまして、何かご意見、ご質問等あればお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教育長

では、報告第13号につきましては以上といたします。

報告第14号 準要保護児童生徒の新規認定について

報告第15号 特別支援教育就学奨励費について

教育長

続きまして、報告第14号、報告第15号を併せて報告をお願いいたします。

事務局お願いします。

学校教育課長 高内

すみません、非公開でお願いします。

教育長

本報告は、個人情報のために、議事を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

では、非公開ということで、14号、15号について報告をお願いいたします。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の

規定により公開しない）

教育長

報告第14号、報告第15号については以上といたします。

報告第16号 令和7年度いじめ不登校の状況について

教育長

続きまして、報告第16号 令和7年度いじめ不登校の状況について、事務局お願

いたします。

学校教育課 指導主事 鈴木（報告第16号を説明）

教育長

7年度の状況について、今報告いただきましたが、何かご質問等あればお願いします。

何とか解消にこぎ着けていきたいと思いますが、中学校は若干下がりつつあるのと、西一中もスクールサポートルームをつくったことによって随分改善傾向が出てきたという報告もいただいています。あと、支援室の学校に行つての支援をしたり、学校だけでなく公民館とか、そういった施設も活用してやったり、委員さんにもお世話になるんですが、体験をして子どもたちが少しでも外に出て活用できるような方向性にもっていくような取組をしています。随分改善傾向が今後は大きくなってくるのではないかなと思っています。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

教育長

では、報告第16号につきましては以上といたします。

以上で議題のほうは終わりにいたします。よろしいですか。

ありがとうございます。では、その他に入ります。

終了

午後4時40分

令和8年7月21日

教 育 長 _____

教育長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____

書 記 _____